

小金井市 介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

【平成29年1月19日版】

<質問リスト>

		質問事項	追加・修正日
訪問・通所共通	総合事業一般に関する事	1	小金井市では平成28年10月以降、認定の更新時期を迎えた方から順次利用サービスが総合事業に移行することだが、平成28年10月で一斉に移行しないのはなぜか。 H28 3/24
		2	利用者が認定更新の前に総合事業の利用を希望した場合はその時点からサービスを切り替えることは可能か。 H28 6/30 (修正)
		3	要支援者及びサービス事業対象者が総合事業のサービスを利用する場合、現行相当サービスと市基準サービスのいずれかを選択する形になると思われるが、その振り分けは誰が行うのか。 H28 3/24
		4	市の説明内に「新たな担い手」というものがあったが、どういった人々を想定しているか。 H28 3/24
		5	基準や報酬はいつごろ決定される予定か。 H28 6/30 (修正)
	指定等に関する事	1	事業所のみなし指定の有効期間はいつまでか。 H28 3/24
		2	総合事業の新規又は更新後の指定有効期間は何年か。 H28 7/29 (修正)
		3	新規事業所（平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所）は小金井市に対して、総合事業の新規申請が必要とのことだが、その場合新たに事業所番号が付番されるのか。 H28 6/30 (追加)
	報酬に関する事	1	市基準サービスにおける加算の算定要件はこれまでと異なるのか。 H28 6/30 (追加)
		2	暦の関係で第5週目が発生した場合、サービスを提供する必要はあるか。 H28 6/30 (追加)
		3	請求に関して、請求コード表は市からデータやプリントでいただけるのか。 H29 1/19 (修正)
		4	請求ソフトに関しては、事業所がそれぞれにソフト会社と調整し対応するのか。 H28 7/29 (追加)
	契約・定款等に関する事	1	サービスが総合事業に移行する場合、利用者との契約を取り直す必要はあるか。また、必要な場合は市から契約書等の雛形は示されるのか。 H28 7/29 (修正)
		2	総合事業のサービス提供に際し、定款等の変更は必要か。また、変更が必要な場合、総合事業のサービスを如何に表現するのが適切か。 H28 7/29 (修正)

訪問・通所共通	その他	1	これまでどおりサービス提供の記録をとる必要があるか。	H28 3/24
		2	ケアプランとの整合性をどこまで求められるのか。	H28 6/30 (追加)
		3	市基準サービスを週2回利用したい方は、月曜日をA事業所、金曜日をB事業所といった利用は可能か？	H29 1/19 (修正)
		4	基本チェックリストの有効期間はどの程度を想定しているか。	H28 8/31 (修正)
		5	基本チェックリストでサービス事業対象者となる人の状態像はいかなるものか。要支援1に近いイメージでよいのか。	H28 6/30 (追加)
訪問	指定・基準に関する事	1	平成28年2月23日に示された緩和した人員基準については、どのような事業所を想定して設定したのか。要介護者に対するサービスと一体的に総合事業サービスを提供する場合、「従事者1以上」では介護の指定を取ることが不可能のため、緩和した基準は現実的ではないのではないか。	H28 3/24
		2	訪問介護、現行相当サービス及び市基準サービスを一体的に提供する場合、利用者数の考え方及びサービス提供責任者の人員基準上の位置づけはどうか。	H28 6/30 (追加)
	報酬に関する事	1	処遇改善加算を設定する予定はあるか。	H28 6/30 (追加)
		2	初回加算はこれまでどおりの算定要件でよいか。また、例えば要支援からサービス事業対象者になった方にサービスを提供する場合、初回加算を算定できるか。	H28 3/24
		3	訪問型市基準サービスにおいて新設された「自立支援加算」の算定要件はいかなるものか。	H28 6/30 (追加)
	その他	1	「小金井市訪問介護等利用者負担助成事業」について、総合事業の訪問型サービスを対象とするか。	H29 1/19 (修正)

通所	指定・基準に関する事 こと	1	設備基準について、市基準サービスにおいても静養室等が必要とのことだが、もともとある設備を活用することは可能か。	H28 3/24
		2	現在デイサービスを提供している場所とは別のフロアで市基準サービスを提供する場合、新規の指定申請をする必要はあるか。	H28 6/30 (追加)
		3	同一法人で運営している認知症対応型の事業所で曜日を決めて市基準サービスを提供することは可能か。	H28 6/30 (追加)
	報酬に関する事 こと	1	送迎についてはこれまでどおり、家と事業所をドアトゥドアで利用者をお送りするものか。	H28 3/24
		2	市基準サービスにおいて入浴サービスを提供することは可能か。また、マッサージ等の自費サービスを提供することは可能か。	H28 6/30 (追加)
		3	運動機能向上加算等の算定について。基準案では必ずしも専門職の配置を求められていないが、例えばハ職が介護職員を兼ねて利用者に運動機能の向上に資するサービスを提供した場合、加算は算定可能か。	H28 3/24
		4	事業所評価加算を算定している(H28.4.1~H29.3.31)が、総合事業が始まるH28.10以降に引き続き算定は可能か。今後、事業所評価加算は廃止となるのか。	H28 7/29 (追加)
		5	通所型サービス事業所において、現行相当サービス特例利用期間中の請求コードはA5か？(当事業所はみなし指定事業所です。)	H28 7/29 (追加)
		6	通所型サービスの利用料金について、要支援1の方が週2回、あるいは要支援2の方が週1回の利用になった場合、単位数はどちらで請求になるか？	H29 1/19 (修正)

通 所	そ の 他	1	総合事業の通所型はこれまでの1次予防、2次予防事業と内容的に同様のものか。	H28 3/24
		2	1日に市基準サービスを複数回(単位)実施することは可能か。	H28 6/30 (追加)
		3	同一単位で通所介護と市基準サービスの利用者に対してサービス提供することは可能か。	H28 6/30 (追加)
		4	通所事業所については現行相当サービスの特例利用期間を1年設けるとのことだが、市基準サービス事業を行わない事業所であってもそれを認めるのか。あるいは、移行期間が終了する平成29年10月に一斉に市基準サービス提供事業所に未実施事業所から移行してくるといふ考えか。	H28 6/30 (追加)
		5	平成29年9月末まで現行相当サービスの特例利用期間が設けられたが、新規で要支援認定又はサービス事業対象者となった方に対しても、同様の特例期間が適用されるのか。また、通所型の市基準サービスの指定申請をした場合、上記特例期間は適用されるのか。	H28 7/29 (追加)
		6	通所介護事業所側のケアプランの書式は各事業所が考える方向で良いか。	H28 7/29 (追加)

※Q&Aの内容は国の通知等により、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

【訪問・通所共通】

総合事業一般に関すること

問1 小金井市では平成28年10月以降、認定の更新時期を迎えた方から順次利用サービスが総合事業に移行することだが、平成28年10月で一斉に移行しないのはなぜか。

(答)

総合事業のガイドラインでは一斉に移行させることも、五月雨式に移行することも可能とされています。

小金井市では五月雨式を採用しました。

五月雨式としたのは、総合事業への一斉移行で発生することが予想される事務負担等(地域包括支援センターによる利用者への説明及びプラン作成事務・サービス提供事業所と利用者の総合事業に係る契約事務等)の急増を回避するためです。

問2 利用者が認定更新の前に総合事業の利用を希望した場合はその時点からサービスを切り替えることは可能か。

(答)

他の利用者との公平性を確保する必要があること、移行に際してケアプランを検討する必要があることを勘案し、不可としました。

問3 要支援者及びサービス事業対象者が総合事業のサービスを利用する場合、現行相当サービスと市基準サービスのいずれかを選択する形になると思われるが、その振り分けは誰が行うのか。

(答)

介護給付・予防給付と同様、適切なケアプランに基づいてサービスを選択していくこととなります。

つまり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの担当者がアセスメントで抽出した課題を、利用者と共有したうえで目標を設定し、目標達成に向けてどのサービス類型を利用するのが望ましいか判断します。

問4 意見交換会で「新たな担い手」というものがあつたが、どういった人々を想定しているか。

(答)

これまで介護に携わることのなかつた方や65歳以上の元気な高齢者等を想定しています。

具体的には、デイサービスにおいて介護職員の方とともに働くサブスタッフの養成制度、生活支援を担う市民を独自に養成する研修制度などを通して、地域の担い手の育成を図る予定です。

問5 報酬や基準はいつごろ決定される予定か。

(答)

意見交換会等で頂いたご意見を参考に市で検討を行い、決定しました。

また、平成28年6月30日に事業者向け説明会にて、決定した事項をお示しします。

指定等に関すること

問1 事業所のみなし指定の有効期間はいつまでか。

(答)

平成30年3月末までです。

問2 総合事業の新規又は更新後の指定有効期間は何年か。

(答)

これまでの介護（介護予防）訪問・通所介護と同様に6年を予定しています。

ただし、①みなし指定事業所はみなし指定が切れる平成30年3月31日以降最初に迎える指定期限、②新規指定事業所の指定期限は現在の訪問、通所介護の指定期限に合わせることにします。（詳しくは「小金井市介護予防・日常生活支援総合事業の指定について」(ホームページ公開中)をご覧ください。)

問3 新規事業所（平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所）は小金井市に対して、総合事業の新規申請が必要とのことだが、その場合新たに事業所番号が付番されるのか。

(答)

お見込のとおりです。みなし指定を受けていない事業所は、総合事業のサービスコードで請求するための新たな事業所番号が付番されます。

ただし、他自治体で既に総合事業の事業所番号が付番されている場合は、

その限りではありません。

報酬に関すること

問1 市基準サービスにおける加算の算定要件はこれまでと異なるのか。

(答)

これまでと同様の加算については基本的に従前のおりですが、訪問型サービスの初回加算は異なる点がございます。(詳細は本 Q&A の「訪問 報酬に関すること」問2をご覧ください。)

なお、訪問型の市基準サービスにおいて新設される「自立支援加算」については本 Q&A 「訪問 報酬に関すること」問3をご覧ください。

問2 暦の関係で第5週目が発生した場合、サービスを提供する必要はあるか。

(答)

包括支援センターの職員又はケアマネージャーが利用者の心身の状況やその置かれている環境、希望等を勘案して行うケアマネジメントにおいて適切な利用回数の設定を行うため、第5週目が発生した月につきましても、サービス提供していただくことが適切です。

問3 請求に関して、請求コード表は市からデータやプリントでいただけるのか。

(答)

サービスコードにつきましては、9月上旬にPDFファイル及びCSVファイルの形式でホームページに公開しました。

問4 請求ソフトに関しては、事業所がそれぞれにソフト会社と調整し対応するのか。

(答)

事業所様におかれましては、市が公表したサービスコードをもとにソフト会社と調整のうえ、請求ソフトの設定をお願いします。

契約・定款等に関すること

問1 サービスが総合事業に移行する場合、利用者との契約を取り直す必要はあるか。また、必要な場合は市から契約書等の雛形は示されるのか。

(答)

現在要支援者に提供しているサービスは介護予防訪問・通所介護であり、サービスが総合事業に移る際は、利用者との契約を取り直す必要があります。(提供サービスの法律上の位置づけが異なるため。)

ホームページに契約書の例を公開しておりますので、ご確認ください。なお、こちらはあくまで参考ですので、内容を精査の上、各事業所様の責任において作成してください。

問2 総合事業のサービス提供に際し、定款等の変更は必要か。また、変更が必要な場合、総合事業のサービスを如何に表現するのが適切か。

(答)

必要です。総合事業の訪問・通所型サービスはこれまでの訪問・通所介護とは名称及び法律上の位置づけが異なるためです。

総合事業のサービスの表現方法としては、介護保険法で使用されている用語を使用していただくのが適当です。

例：「介護保険法に基づく第一号訪問事業」、「介護保険法に基づく第一号通所事業」等

ただし、社会福祉法人の定款において、訪問介護と通所介護をそれぞれ「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業」、「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業」等と規定している場合は、定款変更は不要であると考えられます。

詳細については、所管の法務局等にお問合せください。

※定款は平成30年3月31日までに変更してください。なお、定款変更による市への変更届の提出は不要です。

その他

問1 これまでどおりサービス提供の記録をとる必要があるか。

(答)

サービス提供の記録は、被保険者に対してサービスを提供したことを証明する書類とみなされますので、必要となります。

問2 ケアプランとの整合性をどこまで求められるのか。

(答)

これまでの介護予防給付サービスと同様、包括支援センター職員又はケアマネージャーが利用者の心身の状況や希望等を元にケアプランを作成します。よって、サービス担当者会議等でケアプランについて十分検討を行い、プランに沿った形でのサービス提供をお願いします。

問3 市基準サービスを週2回利用したい方は、月曜日をA事業所、金曜日をB事業所といった利用は可能か？

(答)

利用者本人の状態に沿った継続的なサービス提供をしていただくため、基本的には同一の事業所において週2回のサービスを利用していただくことを想定しています。

ただし、市基準サービスに限り、利用者が2事業所を利用する理由が明確であり、かつ各事業所の役割をしっかりと位置づけられ、総合的にサービスを提供することで利用者の自立に資する場合は提供可能です。

この場合、通所型サービスにおいては利用者の要支援状態区分に応じて請求を行ってください。(サービス事業対象者は利用回数に応じた請求となります。)

※現行相当サービス利用者は、これまでどおり複数事業所の利用は不可とします。

問4 基本チェックリストの有効期間はどの程度を想定しているか。

(答)

サービス事業対象者に有効期間の定めはなく、事業対象者本人への更新勧奨は行いません。適宜、ケアマネージャー等が基本チェックリストを使用して目標の達成状況、見直しをしていただくこととなります。2年を目途に市から地域包括支援センターへ事業対象者リストを送り、何らかの事情でサービス事業の利用を中断している場合についても状況を再確認していただきます。

問5 基本チェックリストでサービス事業対象者となる人の状態像はいかなるものか。要支援1に近いイメージでよいのか。

(答)

チェックリスト通過者の状態像を限定することはできません。

ただし、チェックリストのみでサービス事業対象者となる方は、訪問型サービス又は通所型サービスのみの利用で、福祉用具の貸与等の介護給付の利用が見込まれない方です。

【訪問】

基準に関すること

問1 平成28年2月23日に示された緩和した人員基準については、どのような事業所を想定して設定したのか。要介護者に対するサービスと一体的に総合事業サービスを提供する場合、「従事者1以上」では介護の指定を行うことが不可能のため、緩和した基準は現実的ではないのではないか。

(答)

お示した基準案は、市基準サービスのみを提供する事業者を想定して作成したものととなります。

問2 訪問介護、現行相当サービス及び市基準サービスを一体的に提供する場合、利用者数の考え方及びサービス提供責任者の人員基準上の位置づけはどうか。

(答)

訪問介護、介護予防訪問介護及び現行相当サービス（以下「訪問介護等」という。）と市基準サービスを一体的に運用する場合、市基準サービスの利用者と訪問介護等の利用者を合算して利用者数を計算し、それに対して必要な数のサービス提供責任者を配置していただきます。

報酬に関すること

問1 処遇改善加算を設定する予定はあるか。

(答)

ご意見やアンケート結果等を勘案し、設定することとしました。

問2 市基準サービスの初回加算はこれまでどおりの算定要件でよいか。また、例えば要支援からサービス事業対象者になった方にサービスを提供する場合、初回加算を算定できるか。

(答)

算定要件は基本的に従前とおりです。算定できるのは以下のとおりです。

①利用者が過去2ヶ月以上、当該事業所のサービス提供を受けていない場合。

②要介護者が要支援者又はサービス事業対象者となり、市基準サービスを利用する場合。

③当該事業所で現行相当サービスを利用している要支援者又は総合事業対象者が新たに当該事業所の市基準サービスへ移行する場合。（ただし、

当該事業所で市基準サービスを利用している要支援者又はサービス事業対象者が新たに当該事業所の現行相当サービスへ移行する場合は算定不可。)

問3 訪問型市基準サービスにおいて新設された「自立支援加算」の算定要件はいかなるものか。

(答)

本加算は、利用者が生活上の作業で出来ることを増やすことを目的として、訪問介護員が家事等の補助や見守りの援助を行うことを評価するものです。

ケアプラン上に家事等の補助や見守りの援助の必要性及びその目的が位置付けられ、かつ、ケアプランをふまえた訪問型サービス計画を作成し、実際に見守りの援助を行った場合、算定が可能です。

自立支援加算(Ⅰ)は週1回家事等の見守りの援助をおこなった場合、(Ⅱ)は週2回おこなったときに算定していただきます。例えば週2回程度利用する方が、週の中の1回を見守りの援助、他の1回に家事援助(ヘルパーのみによるもの)を利用する場合は(Ⅰ)を算定します。

その他

問1 「小金井市訪問介護等利用者負担助成事業」について、総合事業の訪問型サービスを対象とするか。

(答)

訪問型市基準サービス・現行相当サービスのどちらも対象となります。

【通所】

指定・基準に関すること

問1 設備基準について、市基準サービスにおいても静養室等が必要とのことだが、もともとある設備を活用することは可能か。

(答)

前回の意見交換会を受け、静養室等の設置基準を緩和しました。よって、もともとある設備等の活用は可能です。

問2 現在デイサービスを提供している場所とは別のフロアで市基準サービスを提供する場合、新規の指定申請をする必要はあるか。

(答)

平成28年2月22日の意見交換会においては、「みなし指定の事業所は緩和型の新規申請は不要である」としましたが、市として総合事業の実施状況を正確に把握する必要があるため、市基準サービスを提供する全ての事業所に新規の指定申請をしていただきます。

よって、ご質問のケースにおいても新規指定申請をしていただきます。

問3 同一法人で運営している認知症対応型通所介護の事業所で曜日を決めて市基準サービスを提供することは可能か。

(答)

基準を遵守している場合可能です。ただし、認知症対応型通所介護事業所はみなし指定事業所にはなりませんので、現行相当サービスを提供する場合、市に対して新規指定申請が必要になります。また、市基準サービスを提供する場合も新規指定申請が必要です。

なお、認知症対応型通所介護のサービスを提供している時間帯に総合事業のサービスを一体的に提供することはできません。

報酬に関すること

問1 送迎についてはこれまでどおり、家と事業所をドアトゥドアで利用者をお送りするものか。

(答)

基本的には従前のとおりです。

一方で、市基準サービスにおいては、対象者としてある程度自立している方を想定しているため、必ずしも利用者宅の玄関まで迎えに行ったり、送り届けたりしなくてもよい場合が想定されます。

ただし、バスストップ方式等をとる場合は、利用者に対し説明・相談し、本人の状態等を把握した上で、必ず安全・環境上の配慮をしてください。

問2 市基準サービスにおいて入浴サービスを提供することは可能か。また、マッサージ等の自費サービスを提供することは可能か。

(答)

入浴サービスの提供は可能です。

しかし、市基準サービスはある程度自立している方が対象となることを想定しているため、身体状況等の理由で入浴が必要な方は現行相当サービ

スの利用が適切だと考えます。

なお、サービス提供時間内に自費サービスを提供することはできません。これは介護給付サービスと同様、介護保険適用のサービスを一定時間提供することを評価するために公費及び保険料から報酬が支払われるからです。

問3 運動機能向上加算等の算定について。市基準案では必ずしも専門職の配置を求められていないが、例えばリハ職が介護職員を兼ねて利用者に運動機能の向上に資するサービスを提供した場合、加算は算定可能か。

(答)

ご質問のケースでは加算は算定できません。

運動機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算については、介護職員とは別に専門職の配置が必要となります。

問4 事業所評価加算を算定している(H28.4.1~H29.3.31)が、総合事業が始まるH28.10以降に引き続き算定は可能か。今後、事業所評価加算は廃止となるのか。

(答)

現行相当サービスに限って事業所評価加算を継続して算定可能です。ただし、届出の提出先及び計算の方法に変更等がございますのでご注意ください。(別紙の厚生労働省発出「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A【平成28年4月18日版】」(抜粋)を参照。)特にみなし指定事業所で平成27年4月以降に届出行った場合及びみなし指定事業者以外の指定事業者で届出を行う場合は、介護福祉課給付担当へ別途ご相談ください。

なお、市基準サービスに関しては事業所評価加算の設定がございませんので、ご注意ください。

問5 通所型サービス事業所において、現行相当サービス特例利用期間中の請求コードはA5か？(当事業所はみなし指定事業所です。)

(答)

お見込のとおりです。

通所型サービスにおける現行相当サービス特例利用期間は、本来市基準サービスの利用が適している利用者であっても、事業所の体制等が整うまで特例的に現行相当サービスを利用できる期間です。

よって、みなし指定事業所様におかれましてはA5、新規指定事業所様におかれましては、A6の現行相当サービス用のコードでそれぞれ請求してください。

特例利用期間についての詳細は「通所型サービスにおける現行相当サー

ビスの特例利用期間について」(平成28年7月29日ホームページ公開)を参照してください。

問6 通所型サービスの利用料金について、要支援1の方が週2回、あるいは要支援2の方が週1回の利用になった場合、単位数はどちらで請求になるか？

(答)

(市基準、現行相当サービス共に)基本的に要支援1の方は週1回程度、要支援2の方は週2回程度の利用を想定しています。また、サービス事業対象者はその方の状態像等をふまえて、市基準サービスにおいては機能改善、現行相当サービスにおいては機能維持が見込まれる利用回数を設定してください。

請求の際は、利用者の要支援状態区分に応じて請求を行ってください。(サービス事業対象者は利用回数に応じた請求となります。)

その他

問1 総合事業の通所型はこれまでの一次予防、二次予防事業と内容的に同様のものか。

(答)

市基準サービスにおいては、利用者の状態像は二次予防対象者と要支援の中でも比較的軽度の方を想定しています。

また、従来の介護予防通所介護においても同様に評価をされていたかと思いますが、3ヶ月程度の定期的な間隔で体力、精神面を含めたレベルの評価を行い、適切なサービスへご案内することで、より自立支援を促す働きかけをしていただく必要があります。

一次予防事業は、元気な方を対象とした介護予防の普及啓発を目的として実施しており、今後は一般介護予防事業の位置づけとなります。平成28年度については短期間の教室形式の委託事業を設けず、小金井さくら体操自主グループなどの活動支援を中心に行います。

さらに他課とも協力し、「いきいき健康スポーツ教室」、「いきいき健康教室」、「高齢者学級」、「健康相談」などもご紹介する予定です。

問2 1日に市基準サービスを複数回（単位）実施することは可能か。

（答）

可能です。例えば、午前に1.5時間のサービス、午後3時間以上のサービスをそれぞれ提供することができます。ただし、各単位において人員・設備等の基準を守るようにしてください。

問3 同一時間帯に同じ部屋で通所介護と市基準サービスの利用者に対してサービス提供することは可能か。

（答）

可能です。
ただし、通所介護と現行相当サービスと市基準サービスを一体的に運用する場合は、市基準サービスの利用者を通所介護等の利用者とみなして利用者数を算出し、必要な数の専門職及び介護職員の配置が必要です。
なお、市基準サービスと現行相当サービスを一体的に行う場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないよう十分留意してください。

問4 通所事業所については現行相当サービスの特例利用期間を1年設けるとのことだが、市基準サービス事業を行わない事業所であってもそれを認めるのか。

あるいは、特例利用期間が終了する平成29年10月に一斉に市基準サービス提供事業所に未実施事業所から移行してくるという考え方か。

（答）

通所型の現行相当サービスの特例利用期間は、事業所が市基準サービスの提供開始までに利用者への説明及び受け入れ態勢の整備をさせていただくためのものです。つまり、市基準サービスを提供していただくことを前提としています。

また、特例利用期間が終了する際の取扱いにつきましては、市で継続して検討してまいります。

問5 平成29年9月末まで現行相当サービスの特例利用期間が設けられたが、新規で要支援認定又はサービス事業対象者となった方に対しても、同様の特例期間が適用されるのか。また、通所型の市基準サービスの指定申請をした場合、上記特例期間は適用されるのか。

（答）

①当該事業所が市基準サービスと通所介護や現行相当サービスを別単位で提供する予定がある場合は、新規で通所型サービスを利用する方にお

いても、現行相当サービスの特例利用期間が適用されます。

②当該事業所が市基準サービスの指定が有効となった時点で、現行相当サービスの特例利用期間は終了します。

問6 通所介護事業所側のケアプランの書式は各事業所が考える方向で良いか。

(答)

これまでと同様、ケアプランに沿った形で通所型サービス計画を作成していただきます。

その様式等につきましては、特段の指定はありません。

別紙(厚生労働省発出Q&A)

介護予防・日常生活支援総合事業に
係るQ&A

【平成28年4月18日版】

問2 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防通所介護の例によることとされているが、事業所評価加算の取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

1 加算の届出については次のとおりとする。

- (1) みなし指定の事業者は、平成27年3月以前に都道府県へ届出を行っている場合は、改めて市町村へ届出を行う必要はない。
- (2) みなし指定の事業者が平成27年4月以降に届出を行う場合及びみなし指定の事業者以外の指定事業者における事業所評価加算の届出は、「事業所評価加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成18年9月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」に準じて市町村に届け出る。

2 総合事業移行後の事業所評価加算の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者は、移行前の平成26年1月1日から平成26年12月31日の期間において事業所評価加算の算定式を満たしていれば、移行当年度の平成27年度においては事業所評価加算の算定が可能である。（平成28年度、平成29年度に総合事業へ移行する場合も同様。）
- (2) また、平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者（旧介護予防通所介護に相当するサービスの新規指定の事業者を含む）が、翌年度の平成28年度に事業所評価加算を算定するためには、「事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」の4（4）①及び②に準じて評価基準値の算出等を行うこととするが、以下の①及び②の算定式を満たす必要がある。

① 選択的サービスの受給者割合の算出

$$= \frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護を利用した者の数}} \geq 0.6$$

(注1) 利用した者の数はみなし指定を受けた通所型サービスの利用者数も含む。

② 評価基準値の算出

$$= \frac{\text{要支援状態区分の維持者数 (A) + 改善者数 (B) \times 2}}{\text{評価対象期間内に運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数 (C)}} \geq 0.7$$

(注2) 維持者数 (A) には、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。

- ・要支援1・2が更新により、基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）となった場合
- ・事業対象者が継続して事業対象者である場合

(注3) 改善者数 (B) には要支援状態区分の改善のほか、事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）

(注4) 更新・変更認定を受けた者の数 (C) には、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった者の数も含む。

(参考)

		現在の状態			
		要支援2	要支援1	事業対象者	事業対象外(※)
元の状態	要支援2	A	B	A	B
	要支援1	—	A	A	B
	事業対象者	—	—	A	B

※ 要介護者になった者を除く。

- 3 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課介護予防係（内線 3946・3947）